

第 3 期

特定健康診査等実施計画書

平成 30 年 2 月

(令和 2 年 2 月改定)

長谷工健康保険組合

◆ 背景及び主旨

我が国は国民皆保険のもと、世界最長の平均寿命や高い保健医療水準を達成してきた。しかし、高齢化の急速な進展に伴い、疾病構造も変化し、疾病全体に占める生活習慣病の割合は増加し、死亡原因でも生活習慣病が約 6 割、医療費においても国民医療費の約 3 分の 1 を占める状況となっている。

生活習慣病の中でも、特に心疾患、脳血管疾患等の発症の重要な危険要因である糖尿病、高血圧、脂質異常症等の有病者やその予備群が増加しており、またその発症前段階であるメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）が強く疑われる者と予備軍と考えられる者が多くなっている。

国民の生涯にわたる生活の質(QOL)の維持・向上の為には、糖尿病、高血圧症、脂質異常症等の発症、あるいは重症化や合併症への進行の予防に重点を置いた取組が喫緊の課題となっている。

このような状況に対応するため、「高齢者の医療の確保に関する法律」が制定され、平成 20 年度から保険者は、40 歳以上 74 歳以下の被保険者及び被扶養者に対し、糖尿病等生活習慣病に関する健康診査（特定健康診査）を実施し、その結果により健康保持に努める必要がある者には、保健指導（特定保健指導）を実施することが義務付けられた。

本計画は、当健康保険組合の特定健康診査及び特定保険指導の実施方法に関する基本的な事項、特定健康診査及び特定保健指導の実施並びにその成果に係る目標に関する基本的な事項について定めるものである。

なお、本計画は、高齢者の医療の確保に関する法律第 19 条に基づき、第 2 期データヘルス計画が 6 か年計画であることを踏まえ、第 3 期は 6 年を一期として定め、2018 年度から 2023 年度の 6 か年計画とする。

◆ 長谷工健康保険組合の現状

1. 組合の現状

当健康保険組合は、株式会社長谷工コーポレーションとそのグループ関連企業（以下「事業主」と言う）が加入している単一型健康保険組合です。

長谷工グループの業容拡大に伴い、適用事業所は第 2 期末の 2017 年度に 6 事業所が、第 3 期スタートの 2018 年度には 13 事業所が編入、2020 年 2 月現在では 34 事業所が加入し、特定健康診査等の対象者も第 3 期の期初に比べて約 800 名増加している。

2. 健康診断の実施状況

健康診断については、事業主が開設し、株式会社長谷工ウェルセンターが運営する診療所として、HASEKO CLINIC が株式会社長谷工コーポレーション本社ビル並びに大阪支社内に設置されており、首都圏・近畿圏勤務の被保険者は同 CLINIC で受診している。

HASEKO CLINIC を利用できないエリアに勤務している被保険者は、三者契約〔健保組合・事業主（業務受託者である長谷工ウェルセンター）・医療機関〕による、外部医療機関で受診している。

また、女性被保険者は全員定期健康診断とは別に、レディースドック（乳がん、子宮がん検査）を契約医療機関で実施するとともに、50歳以上の被保険者においては、3年に1回、脳ドック検診をおこなっている。

被扶養者においては、まず、妻である被扶養配偶者に対し婦人科検診をセットにした「主婦健診」を契約医療機関（健保組合と医療機関の個別契約・全国108医療機関及び全国巡回健診）で、その他の被扶養者は健保連の集合契約A・Bにより受診している。

◆ 特定健康診査等の実施方法に関する基本的な事項

1. 特定健康診査等の基本的考え方

日本内科学会等内科系8学会が合同でメタボリックシンドロームの疾病概念と診断基準を示している。これは、内臓脂肪型に起因する糖尿病、高血圧症、脂質異常症は予防可能であり、発症した後でも血糖、血圧をコントロールすることにより重症化を予防することが可能であるという考え方を基本とする。

メタボリックシンドロームの概念を導入することにより、内臓脂肪の蓄積や、体重増加等が様々な疾患の原因になることをデータで示すことができるため、健診受診者にとって生活習慣の改善に向けての明確な動機付けができるようになる。

2. 事業主が行う健康診断及び保健指導との関係

労働安全衛生法に基づく定期健康診断と健保の保健事業である生活習慣病健康診断にあっては、健保組合と事業主の共同事業として、HASEKO CLINIC が主体となって実施している。なお、健保組合と（株）長谷工ウェルセンターとの業務委託契約に基づき労働安全衛生法に基づく定期健康診断及び保健指導に要する費用は事業主が、健康保険法に基づく健診及び保健指導並びに高確法に基づく特定保健指導の費用は健保組合が負担する。

3. 特定保健指導の基本的考え方

特定保健指導の目的は、生活習慣病予備群を生活習慣病に移行させないことである。そのための保健指導では、対象者自身が健診結果を理解して自らの生活習慣を変えることができるように支援することにある。

◆ 実施方針

1. 第3期特定健診・特定保健指導の実施方針

国から示された第三期特定健診等の目標実施率は、特定健康診査 90%以上 特定保健指導 55%以上である。

当健康保険組合の平成29年度（第2期末）の実施結果は特定健診受診率は82.1%、特定保健指導の実施率は0.7%であることから、当健康保険組合は「特定保健指導の実施率の向上」を保健事業の最重要課題と位置付け、事業主（実務的には（株）長谷工ウェルセンター）とのコラボヘルスを最大限活用し、第3期特定健診・特定保健指導実施計画の目標達成に努めて行く。

2. 事業主人事3か年計画(20220年度～2022年度)健康経営計画とのコラボレーション

次期人事計画抜粋（健康経営の推進、福利厚生施策の質的向上）

【目指す姿】

- ・ひとり一人が自身の健康に高い関心を持ち、心身のコンディションを自ら整え仕事と私生活に活力を生む文化を醸成。
- ・健康経営と福利厚生の取組みについて、内外に積極的に発信するためのツールと体制を整備。社員のエンゲージメントと長谷工のブランド力向上に繋げる。

【実現に向けたステップ】

- ・健康リスクがある社員に対し保健指導を徹底実施、生活習慣改善と健康意識を浸透させ、健康スコア改善と医療費抑制に繋げる。
- ・健康情報の分かり易い発信や健康スコアの見える化を進め、自身の健康はもとより職場環境や組織としての健康取組みに関心を持つ文化を醸成していく。

【具体施策・目標】

保健指導を中心とした健康リスク者対策

グループ面談方式による特定保健指導（仮称：長谷工ヘルスチャレンジプログラム）、組織力（所属長経由で案内・不参加理由書）を働かせながら実施率を引き上げていくことで生活習慣改善（健康づくり）の意識を徐々に浸透させる。

以上の事業計画と協働で、HASEKO CLINIC の機能を強化し目標達成に努めるものとする。

◆ 達成目標

特定健康診査の実施に係る目標

平成 35 年（令和 5 年）（2023 年）における特定健康診査の実施率を 90%とする。
この目標を達成するために、平成 30 年度以降の実施率（目標）を以下の様に定める。

◎特定健康診査（2018・19 年度は実績及び見込値、2020 年度～2023 年度計画）

		平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度
			令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		2018	2019	2020	2021	2022	2023
対象者数	被保険者	3,821	4,382	4,490	4,640	4,790	4,940
	被扶養者	1,763	1,949	1,890	1,940	1,990	2,040
	合計	5,584	6,331	6,380	6,580	6,780	6,980
受診者数	被保険者	3,628	4,207	4,356	4,548	4,742	4,940
	被扶養者	987	1,111	1,134	1,202	1,273	1,366
	合計	4,615	5,318	5,490	5,750	6,015	6,306
特定健診 受診率	被保険者	94.9%	96.0%	97.0%	98.0%	99.0%	100.0%
	被扶養者	56.0%	57.0%	60.0%	62.0%	64.0%	67.0%
	合計	82.6%	84.0%	86.1%	87.4%	88.7%	90.3%

2. 特定保健指導の実施に係る目標

平成 35 年（令和 5 年）（2023 年）における特定保健指導の実施率を 55% とする。

この目標を達成するために、平成 30 年度以降の実施率（目標）を以下の様に定める。

◎ 特定保健指導（2018・19 年度は実績及び見込値、2020 年度～2023 年度計画）

		平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度
			令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		2018	2019	2020	2021	2022	2023
特定健診	対象者	5,584	6,331	6,380	6,580	6,780	6,980
	受診者	4,615	5,318	5,490	5,750	6,015	6,306
	受診率	82.6%	84.0%	86.1%	87.4%	88.7%	90.3%
	評価対象者	4,715	5,362	5,490	5,750	6,015	6,306
特定保健指導	積極的 支援対象者	644	808	840	860	890	910
	対象者の割合	13.7%	15.1%	15.3%	15.0%	14.8%	14.4%
	実施者数	48	122	295	386	445	500
	実施率	7.5%	15.1%	35.1%	44.9%	50.0%	54.9%
	動機付け 支援対象者	395	432	440	460	470	490
	対象者の割合	8.4%	8.1%	8.0%	8.0%	7.8%	7.8%
	実施者数	79	64	155	208	235	270
	実施率	20.0%	14.8%	35.2%	45.2%	50.0%	55.1%
	保健指導対象者 ALL	1039	1240	1280	1320	1360	1400
	対象者の割合	22.0%	23.1%	23.3%	23.0%	22.6%	22.2%
	実施者数	127	186	450	594	680	770
	実施率	12.2%	15.0%	35.2%	45.0%	50.0%	55.0%

◆ 特定健康診査等の実施方法

1. 実施場所

特定健康診査は、首都圏並びに近畿圏勤務の被保険者については、HASEKO CLINIC で実施する。それ以外の被保険者については、三者契約医療機関に委託して行う。被扶養者については、契約医療機関に委託して実施する。

特定保健指導は、首都圏並びに近畿圏勤務の被保険者については、HASEKO CLINIC で実施する。それ以外の被保険者は、健保業務委託保健指導機関で実施する。

被扶養者については、契約医療機関による健診結果に基づき、健保業務委託保健指導機関で実施する。

2. 実施項目

被保険者；

原則として、特定健診の検査項目を含む生活習慣病健診(人間ドック相当)を実施する。

被扶養者；

被扶養者配偶者(妻)は特定健診項目及び婦人科健診項目を含む主婦健診を実施する。

妻以外の特定健康診査等対象被扶養者は健保連の集合契約 A・B で特定健診項目を実施する。

3. 実施時期

実施時期は通年とする。

4. 受診方法

① 被保険者

HASEKO CLINIC 等から日時を指定した案内に基づき、健康診査及び特定保健指導を受診する。

特に、HASEKO CLINIC における特定保健指導は、グループ面談方式を採用し(長谷工ヘルスチャレンジプログラム)、強制力(所属長経由で案内・不参加理由書)を働かせながら実施率を引き上げていくことで生活習慣改善(健康づくり)の意識を徐々に浸透させてゆく。

② 被扶養者

当健保組合から送付する受診券・受診案内に添って、契約医療機関に受診券・指導申込書を提出の上、特定健康診査及び特定保健指導を受診する。

特定保健指導の実施においては、健診機関での保健指導はもとより、訪問面談や ICT を活用した面談も取り入れ、実施する。

◆ 個人情報の保護

特定健康診査等の事業の実施に当たっては、長谷工健康保険組合個人情報保護管理規程を遵守する。外部委託された三者契約医療機関等に対しては、個人情報の厳重な管理や目的外使用の禁止等を委託契約書に明記する。

◆ 特定健康診査等実施計画の公表・周知

本計画の周知は、社内イントラ（HASEKO ポータル 福利厚生掲示板）・マイ・ヘルス・ウェブやホームページに掲載することにより行う。

◆ 特定健康診査等実施計画の評価及び見直し

当計画については、令和2年に3年間の評価を行い、目標と大きくかけ離れた場合、その他必要がある場合には見直すこととする。

◆ その他

事業主診療所（HASEKO CLINIC）に所属する保健師等については、特定健診・特定保健指導等の実践養成の為の研修に随時参加させるものとする。

以 上